

鹿 児 島 県 公 報

平成24年11月20日（火）第2857号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○保安林の指定の解除予定の通知（2件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定	（森づくり推進課取扱い）	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）	（社会福祉課取扱い）	2
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（4件）	（社会福祉課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（介護福祉課取扱い）	4
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（介護福祉課取扱い）	4
○土地改良区の定款の変更の認可	（農地整備課取扱い）	5
○県営土地改良事業の計画の変更	（農地整備課取扱い）	5
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課取扱い）	5
○土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課取扱い）	6
○都市計画道路の変更案の縦覧	（都市計画課取扱い）	6
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（2件）	（鹿児島地域振興局取扱い）	7
	（北薩地域振興局取扱い）	7

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する公告	（商工政策課取扱い）	7
○大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告	（商工政策課取扱い）	8
○開発行為に関する工事の完了公告	（建築課取扱い）	9

公 安 委 員 会 告 示

○遊技機の型式の検定の告示	（生活環境課取扱い）	10
---------------	------------	----

告 示

鹿児島県告示第1250号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 解除予定保安林の所在場所
薩摩郡さつま町鶴田字古屋敷6423番3（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 解除の理由
農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1251号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
薩摩郡さつま町神子字打込3984番1（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及びさつま町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1252号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年8月22日鹿児島県告示第1455号（2に係るものに限る。）、平成元年8月23日鹿児島県告示第1458号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1253号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
鹿屋ハートセンター	鹿屋市札元二丁目3746-8	平成24年9月30日
重山歯科医院	垂水市本町77番地	平成24年9月30日

鹿児島県告示第1254号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		廃止年月日
名 称	所 在 地	
重山歯科医院	垂水市本町77番地	平成24年9月30日

鹿児島県告示第1255号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定医療機関の名称及び所在地
すこやか調剤薬局坂下店
いちき串木野市生福5419-2

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
所在地	いちき串木野市上名 5419-2	いちき串木野市生福 5419-2	平成24年10月9日

鹿児島県告示第1256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定医療機関の訪問看護ステーション及び老人訪問看護ステーションの名称及び所在地
訪問看護ステーション養花天
肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904-3

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
訪問看護ステーション及び老人訪問看護ステーションの所在地	肝属郡南大隅町佐多 伊座敷3906-10	肝属郡南大隅町佐多 伊座敷3904-3	平成24年9月1日

鹿児島県告示第1257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地
すこやか調剤薬局坂下店
いちき串木野市生福5419-2

2 変更の内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
居宅介護事業所の所	いちき串木野市上名	いちき串木野市生福	平成24年10月9日

在地	5419-2	5419-2	
----	--------	--------	--

鹿児島県告示第1258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地

訪問看護ステーション養花天

肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904-3

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業所の所在地	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3906-10	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904-3	平成24年9月1日

鹿児島県告示第1259号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション鹿屋	鹿屋市白崎町6295番地4	有限会社ソフィア・インター・ナショナル	鹿児島市谷山中央2-4519-2	徳田 秀子	平成24年10月30日	訪問介護

鹿児島県告示第1260号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施設		指定介護療養型医療施設の開設者の氏名	辞退年月日	サービスの種類
名称	所在地			
協愛病院	霧島市国分新町一丁目6番52-6号	香月 恭史	平成24年11月30日	介護療養施設サービス

鹿児島県告示第1261号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション鹿屋	鹿屋市白崎町6295番地4	有限会社ソフィア・インター・	鹿児島市谷山中央2-4519-2	徳田 秀子	平成24年10月30日	介護予防訪問介護

		ナショナル				
--	--	-------	--	--	--	--

鹿児島県告示第1262号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年10月23日付けで徳之島土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1263号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営シラス対策（農業用排水施設整備）崎園地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年11月21日から同年12月19日まで
- 3 縦覧場所
大崎町役場耕地課

鹿児島県告示第1264号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	中種子町	急・小倉ノ平1，急・大蟹川1，急・鍛屋峯1，急・上町1，急・田中1，急・荒崎1，急・下浜川1，急・小長野1，急・深久保1，急・本源寺畠1，急・大渡瀬1，急・大田之山1，急・大田之上1，急・上僧都1，急・上僧都2，急・石寺1，急・平山1，急・三角山1，急・中平寺1，急・中平寺2，急・瀬戸口1，急・南秋佐野1，急・大迫1，急・大迫2，急・田代の上1，急・田代の上2，急・茶屋ノ峰1，急・高峰1，急・高峰2，急・假屋園1，急・田ノ上1，急・鳥ノ峰1，急・小田ノ上1，急・茶屋ノ峰2，急・今井田1，急・下ノ町1，急・上戸畑1，急・北阿呆1，急・南大塩屋1，急・大牟礼尻1，急・上方1，急・鳶巣ノ平1，急・東田元1，急・宮園1，急・園田1，急・水久保1，急・下伐返1，急・前田1，急・立中峰1及び急・野田1
土石流	中種子町	土・小川1，土・持多田1，土・松細1，土・寺川1，土・楠川1，土・下松細1，土・大迫1，土・高峯1，土・茶屋ノ峯1，土・小田1，土・美座田1，土・美座田2，土・美座原1，土・久保田1及び土・立中峰1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1265号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	中種子町	急・小倉ノ平1，急・大蟹川1，急・鍛屋峯1，急・上町1，急・田中1，急・荒崎1，急・下浜川1，急・小長野1，急・深久保1，急・本源寺畠1，急・大渡瀬1，急・大田之山1，急・大田之上1，急・上僧都1，急・上僧都2，急・石寺1，急・平山1，急・三角山1，急・中平寺1，急・中平寺2，急・瀬戸口1，急・南秋佐野1，急・大迫1，急・大迫2，急・田代の上1，急・田代の上2，急・茶屋ノ峰1，急・高峰1，急・高峰2，急・假屋園1，急・田ノ上1，急・鳥ノ峰1，急・小田ノ上1，急・茶屋ノ峰2，急・今井田1，急・下ノ町1，急・上戸畑1，急・北阿呆1，急・南大塩屋1，急・大牟礼尻1，急・上方1，急・鳶巣ノ平1，急・東田元1，急・宮園1，急・園田1，急・水久保1，急・下伐返1，急・前田1，急・立中峰1及び急・野田1
土石流	中種子町	土・小川1，土・持多田1，土・松細1，土・楠川1，土・高峯1，土・美座田1，土・美座田2及び土・美座原1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び熊毛支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1266号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿児島都市計画道路
- (2) 名称 3・3・29号館之馬場通線
3・4・61号坂元寺山線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分
鹿児島市吉野町の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部土木建築課並びに鹿児島市都市計画課及び吉野区画整理課

4 縦覧期間及び時間

平成24年11月20日から同年12月4日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

鹿児島地域振興局告示第67号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年11月20日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
クラセ	鹿児島市中山二丁目13番13号	社会福祉法人慶生会	鹿児島市下福元町字松ヶ尾1732番地	川窪真由美	平成24年11月1日	児童発達支援・放課後等サービス・保育所等訪問支援

北薩地域振興局告示第42号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成24年11月20日

北薩地域振興局長 前田哲志

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
企業組合労協センター事業団 放課後等サービス 来ゃん	出水市高尾野町大久保555-2	企業組合労協センター事業団	東京都豊島区池袋三丁目1番2号光文社ビル6F	藤田 徹	平成24年11月1日	放課後等サービス

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成24年11月20日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年11月20日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス伊集院店
日置市伊集院町清藤2006番2 外4筆
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 大規模小売店舗を設置する者
ダイレックス株式会社 代表取締役 大罵秀昭
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ダイレックス株式会社 代表取締役 大罵秀昭
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年7月8日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,628平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側及び西側 78台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
第1駐輪場 建物西側 14台
第2駐輪場 建物敷地南側 12台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物東側 50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物南側 18立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前9時
イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
1箇所 建物敷地北側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
平成24年11月7日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成24年11月20日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び始良・伊佐地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成24年11月20日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス大口店
伊佐市大口里750番1 外5筆
- 2 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 変更前 開店時刻 午前9時30分

- 閉店時刻 午後8時
イ 変更後 開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
ア 変更前 午前9時から午後8時30分まで
イ 変更後 午前8時30分から午後10時30分まで
- 3 変更の年月日
平成24年11月14日
- 4 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社カーリーノリアルエステート 代表取締役 馬場英治
熊本市中央区安政町1番2号
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
ダイレックス株式会社 代表取締役 大鷲秀昭
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社 代表取締役 寺本一三
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,775平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地南側 132台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
A棟南側 16台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
A棟東側 50平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物保管施設1 建物敷地北側 16立方メートル
廃棄物保管施設2 A棟東側 19立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地西側及び南側
- (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成24年11月7日

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年11月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
志布志市志布志町志布志字小堀464番1の一部、476番1の一部、479番3、481番1の一部、481番3、485番1、486番、487番及び488番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 深町勝義

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第134号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成24年11月20日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CR神音の森N-TX	株式会社ニューギン	2P1060
ぱちんこ遊技機	CR神音の森N-T	株式会社ニューギン	2P1076
ぱちんこ遊技機	CR影の軍団～疾風驀進～N-TE	株式会社EXCITE	2P1102
ぱちんこ遊技機	CR米米CLUB大収穫祭MSX	タイヨーエレック株式会社	2P1099
ぱちんこ遊技機	CRおそ松くんASA	株式会社サンスリー	2P1124
回胴式遊技機	パチスロ宇宙戦艦ヤマト2	山佐株式会社	2S0886
回胴式遊技機	パチスロセンゴクムソウ2E	山佐株式会社	2S1002
回胴式遊技機	ヒマワリパラダイスH1	株式会社ソフィア	2S0952
回胴式遊技機	ダーカーザンブラックA	株式会社SNKプレイモア	2S0966
回胴式遊技機	メタルスラッグ3C	株式会社SNKプレイモア	2S1023
回胴式遊技機	新鬼武者AS	株式会社ロデオ	2S1050
回胴式遊技機	パチスロあしたのジョー2ZS	タイヨーエレック株式会社	2S1079
回胴式遊技機	ミリオンゴッド-神々の系譜-ゼウスUV	株式会社エレコ	2S1080